

高砂市条例第33号

高砂市新庁舎建設設計者選定審議会条例

(設置)

第1条 市の新庁舎の建設に係る基本設計業務及び実施設計業務の事業者（以下「設計者」という。）の選定について調査審議するため、高砂市新庁舎建設設計者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、設計者の選定その他設計者の選定に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬の額は、日額9,000円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第11条 委員及び第8条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例(昭和35年高砂市条例第6号)に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画総務部総務室において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。